

第8章 社会教育

第1節 社会教育一般

1 社会教育に関する施策の概要

県教育委員会は今日の社会の動きを的確に把握しながら、平成8年度の重点施策を策定した。その重点施策に基づき社会教育の施策の概要を次のように定め実施した。

【施策の概要】

(1) 社会教育活動の充実

① 青少年教育の充実

青少年の豊かな心やたくましい体の育成を図るため、市町村における少年教室、青年学級・教室の開設を促進するとともに、地域、職場、学校、家庭の協力・連携による、学校週5日制対応事業、青少年交流事業などを実施することで学校外活動の一層の充実に努めた。

② 婦人教育の充実

男女共同参画社会の形成をめざした魅力ある学級・講座の開設や婦人の多様化、高度化した学習要求に応える事業の開発、学習内容、方法、形態の工夫などにより、婦人教育事業の充実に努めた。

③ 成人教育の充実

生活上、職業上から生ずる成人の学習要求を的確に把握し、より専門的な学習内容を備えた学習機会を提供するため、生涯学習県民講座の充実を図り、成人教育団体の育成と指導者の養成、中高年層の成人が学習しやすい条件整備に努めた。

④ 高齢者教育の充実

変化する社会情勢を踏まえ、高齢者が生きがいをもって学習できる事業の実施や学習プログラムの開発等に努めるとともに、高齢者の人材活用や社会参加、世代間交流を促進した。

2 社会教育推進体制の充実

(1) 社会教育主事・司書等専門職員の設置

① 市町村における社会教育活動の充実を図るため、社会教育主事・司書等専門職員の設置及び公民館長・主事の専任化の促進に努めた。

② 市町村の専任社会教育主事の自主設置を促進するとともに、必要に応じて社会教育主事の派遣に努めた。

③ 公民館の機能の維持・向上を図るため、「公民館設置及び運営に関する基準」（昭和34年、文部省告示）及び「公民館整備運営の在り方について」（平成3年、生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会まとめ）を踏まえ、公民館長の専任化と公民館の主事の増員など、職員体制の整備促進に努めた。

④ 住民への図書館活動のいっそうの向上を図るため、専任図書館長・専任司書の設置促進に努めた。

(2) 社会教育関係職員の研修

① 市町村の社会教育主事や公民館職員、図書館職員、社

会教育指導員などの社会教育関係職員を対象とした研修機会の充実を図り、その資質の向上に努めた。

② 市町村社会教育主事を対象とした実務に関する研修会の充実や大学及び国の社会教育研修所で実施する専門的な研修講座への計画的な派遣に努めた。

(3) 民間・各種団体指導者の確保と活用

① 県民の学習活動を促進するに当たっては、民間指導者の果たす役割が大いに期待されることから、これら民間・各種団体の指導者の確保やその活用を努めた。

② 民間・各種団体やまちづくりなどに取り組む指導者、各種学級・講座等の修了者の資質の向上が図られるよう組織的な活動の在り方や組織の運営、活動プログラムの企画等に関する指導者の確保に努めた。

③ 民間・各種団体指導者の広域的、効果的な活用を促進するため、関係機関・団体との連携を密にしながら、指導者の組織活動を支援するとともに、指導者名簿の作成や必要な情報・資料の提供に努めた。

3 社会教育施策の整備充実

(1) 県立社会教育施設の整備充実

① 県立図書館の整備充実

県民への図書館サービスの向上を図るため、図書館資料や設備・備品等の整備充実に努めるとともに、平成11年度本稼働を目指した、「県立図書館情報ネットワーク推進事業」のプログラムの開発・図書装備・図書データの入力を実施した。

② 県立青少年教育施設の整備充実

自然の中での集団宿泊生活を通して青少年の健全育成を図る場や機会を拡充するため、県立青少年教育施設の一層の整備充実に努めるとともに、平成8年7月に「いわき海浜自然の家」を開所し、運営を開始した。

③ 県視聴覚ライブラリーの整備充実

利用者の要求に応えられるよう、視聴覚教材の整備充実に努めるとともに、新しい情報機器を利用した教育方法やシステムの開発に努めた。

(2) 市町村立社会教育施設の整備促進

① 公民館の整備促進

地域住民のための社会教育施設として多様化した学習需要に的確に対応し、充実した公民館活動が行われるよう、市町村に対し、長期的な展望に立った施設・設備の整備を指導した。

② 市町村立図書館の整備促進

地域住民の要望に対応すべく、図書館奉仕活動の充実に努めるとともに、未設置町村における設置が図られるよう市町村に対し指導・助言に当たった。

③ 市町村視聴覚ライブラリーの整備促進

地域の視聴覚教育の拠点として、広域市町村圏単位の視聴覚ライブラリーの設置に努めるよう市町村の指導に当たった。